

奈良・平城宮・京跡

1 所在地 奈良市佐紀町・法華寺町、大和郡山市観音寺町・九条町

2 調査期間 第一次東朝集殿推定地 一九八三年(昭58)四月～八月、第二次大極殿院・内裏東方官衙地区 一九八四年一月～四月、右京九条大路 一九八三年七月、右京八条一坊十一坪 一九八三年四月～六月、左京二条二坊十三坪 一九八三年八月～一〇月

3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部

4 調査担当者 岡田英男

5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡、都城跡

6 遺跡の年代 奈良時代～平安時代初期

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

一 第一次東朝集殿推定地(第一五〇次調査)

調査区は第一四六次調査区に南接し、第一次東朝集殿推定地の東辺にあたる。主な遺構は掘立柱建物一棟、築地一条、石組暗渠一基、木樋施設一基、溝五条、井戸二基、土壙八基などである。検出遺構は古墳時代(A期)と奈良時代に大別され、さらに奈良時代は五期(B～F期)に分けられる。奈良時代最古のB期では、宮造営当初に

第一次大極殿地域の東に掘られた素掘りの基幹排水路SD三七六五が調査区東部を南流する。幅約一・〇m、深さ約〇・三m。堆積層は三層にわかれ、最下層から「□少志佐伯」など木簡の削屑が三三点出土した。推定第一次朝堂院の造営時期にあたるC期には、この溝は機能を停止する。次のD期は推定第一次朝堂院を区画する掘立柱塀を築地に改作した時期に推定でき、その東面区画塀の南延長上に本調査区を南北に走る築地が築かれたが、第一四六次及び今次調査を通じ、その内郭に建物が存在した形跡はない。

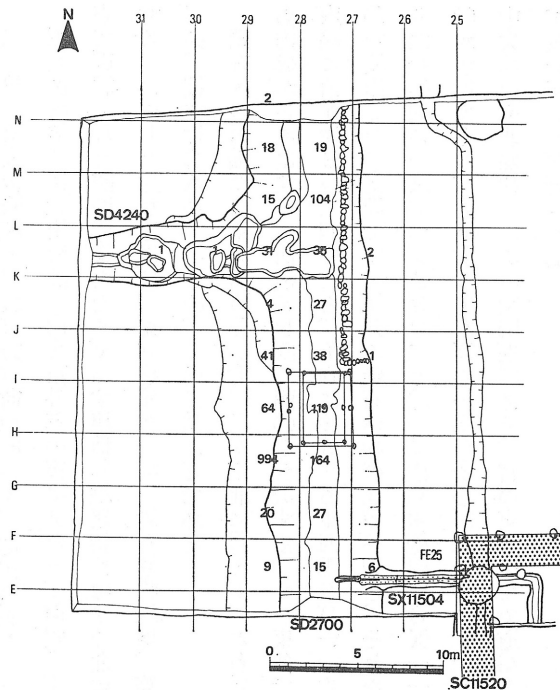
二 第二次大極殿院・内裏東方官衙地区(第一五四次調査)

調査区は第二次大極殿院・内裏東外郭の東にあたり、第四〇次調査で確認された四囲に築地をめぐらす埴積基壇建物群はすぐ北に接する。検出した主な遺構は、掘立柱建物一棟、礎石建物二棟、築地三条、掘立柱塀八条、溝五条、土壙二基などである。

調査区の西端には東大溝SD二七〇〇が南北に貫流し、これに内裏内郭から流出する東西溝SD四二四〇が合流する。また東部では南隅に南北溝SD三四一〇と、それに接続する東西溝SD一一六〇〇を検出した。南端では二棟分の礎石建物の北側柱列と、それをとり囲む築地の一郭、およびSD二七〇〇に注ぐ木樋暗渠SX一一五〇四が検出され、大極殿東方官衙の一端が明らかになった。調査区中央部は南北幅約三〇mの空閑地であり、宮の東辺にまで道路として続いていた可能性が高い。

木簡は合計二〇五七点が出土したが、このうち削屑が一二九八点をしめる。出土遺構別内訳はSD二七〇〇から一八九四点(うち削屑一二〇六点)、SD四二四〇から七〇点(四〇点)、SX一一五〇から一五五点(一〇点)、SD三四一〇から七〇点(四二点)、SD一一六〇〇から八点である。

SD二七〇〇は内裏東方を南北に貫流する基幹排水路であり、第二一・一二九・一三九次調査など第一五四次より上流域では上端幅二m、深さ一・四m前後、兩岸を玉石で護岸した石組溝であることが知られていた。今回は幅約六mで、人頭大の玉石積がSD四二四〇との合流点付近の東岸に限られるなど、かなり様相が異なる。堆積層は大きく七層に分かれ、下から第二層めから天平二〜四年、第三・四層から天平五〜天平神護三年、第五・六層から延暦二〜三年の年紀のある木簡が出土し、最上層からは隆平永宝とともに九世紀前半の土器が見つかった。SD四二四〇は内裏内郭に端を発し東流してSD二七〇〇に合流する排水路で、第三三次調査では凝灰岩の切石組と推定されたが、今回検出部分は素掘りであり、西端で幅二・四m、合流地点では六mにひろがる。深さは一・〇〜二・二m。木簡は合流点付近で多数出土している。SD二七〇〇の石積の南端では大極殿東外郭の東門に心を合わせて新旧二時期の橋脚が検出されたが、この近辺には削屑を多量に含む木屑層があり、本溝出土の木簡の大半にあたる一四〇〇点以上が出土した。これらの木簡は出



平城宮跡第154次調査木簡出土地点図

土地点・内容からみてSD四二四〇から流出したものが多いと思われる。木桶暗渠SX一一五〇四は、今次検出の大極殿東方官衙内から、その西面築地を北端でぬけ、SD二七〇〇に注ぐ。底板の下からは平城宮Ⅲ(天平一七年〜天平勝宝年間)の軒丸瓦が出土している。

SD三四一〇は第二二次南・二九次・三二次調査によって確認されていた、東院地区の西を限る基幹排水路である。幅四・五m、深さ一m。当初素掘りであったのを、後に西岸のみ径〇・五m大の玉石

を二〜五段積み、東岸は杭で護岸している。この溝は北端で東へ折れSD 一一六〇〇となる。SD 一一六〇〇は幅五・八m、深さ一mの素掘りの溝で、小規模な橋がかかる。両溝の堆積は二層に分かれ、下層からは天平一六年の年紀のある木簡、および和同開珎・万年通宝・神功開宝が、上層からは隆平永宝・富寿神宝とともに九世紀前半代の灰釉陶器が出土した。木簡はSD 三四一〇では両層から、SD 一一六〇〇では下層から出土している。

各溝からは木簡とともに多量の瓦・土器・木製品が出土している。これらのうちには墨書のあるものもあり、特に墨書土器は二二〇点余に及ぶ。その内容は「大膳」「右寮」「宮職」「近衛府」「勅旨」「内舍人」「取長」(以上SD 二七〇〇)「政所」(SD 四二四〇)「木工」(SD 三四一〇)など官司・官職を示すもののほか、「枸杞」「絶」(SD 二七〇〇)「菜」(SD 四二四〇)「相摸國/石」(SD 三四一〇)などがあげられる。またSD 二七〇〇からは眼病の治療に用いたらしい、「左目病作/今日/今」と記した人形が出土している。

三 右京九条大路(第一二五次補足(2)調査)

本調査は右京九条一坊五坪の地において、県道城廻り線建設に伴うものとして行われ、九条大路北側溝SD 〇一と土壙SK 〇二を excavated。SD 〇一は幅二・五m、深さ〇・一mを測り、北岸をシガラミで護岸する。堆積層は上下二層にわかれ、下層から木簡一点が出土した。一方SK 〇二はSD 〇一の北に掘られた、東西六m、南

北二・八m、深さ〇・五mの土壙で、埋土中から木簡三点とともに平城宮Ⅱ(七二五年前後)の土器などが出土し、京造営時のごみ捨て穴と考えられる。

四 右京八条一坊十一坪(第一四九次調査)

本調査は大和郡山市が同市九条町に計画した塵芥処理場予定地の事前調査である。調査区は右京八条一坊十一坪の一部と、西一坊坊間大路にまたがるが、十一坪内は中世の土取りのため奈良時代の遺構は大半が破壊され、掘立柱建物一棟、塀五条、溝三条、道路一条、井戸一基、土壙六基などを検出したにとどまる。このうち西一坊坊間大路西側溝SD 九二〇から一八点の木簡が出土した。同溝は上面幅五・五〜一・一m、底面幅三〜八m、深さ約一・五〜一・七五mあり、道路側溝としてはきわだって大きく、運河として利用されたと思われる。時期区分は概ね三時期に分けられる。即ちA期の溝は京造営当初の溝で堆積層はない。B期は両岸を暗灰色粘土で護岸し、一部でシガラミも検出している。溝幅はA期より二〜三m狭くなる。護岸の粘土層からは平城宮Ⅱ・Ⅲの土器が出土した。C期は奈良末〜平安初期に位置づけられる。木簡はすべてB期の堆積土から出土した。また六一五点に及ぶ墨書土器も出土し、その銘には「林」(二点)「大宅」(二点)「民使」のような氏の名、「壹月女」「真刀自」「□年女」(二点)などの女性名のほかに、「南家」(二点)「政所」「余戸郷/道□□部/鴨□万呂」「右京」「□□/九々八十一/

□」などがある。

なお同溝から大量に出土した遺物の中には祭祀に関わるものが多く含まれている。人面や墨線を組み合わせた文様を描いた土器が五〇九点あり、木製品には人形・矢形・刀形・馬形・斎串などがあるが、人形には「新羅□近」と墨書したものがあつた。その他土馬・模型カマド、青銅製鏡・鈴などがあげられる。それ以外に、とりべ・鞆羽口・砥石など製造関係遺物、総数九八点にのぼる和同開珎・万年通宝・神功開宝などが出土している。

SD九二〇の西で奈良時代の井戸SE九三〇を検出したが、この埋土中からは「急々」「々如律令」と記した二点の墨書土器が出土している。これは奈良時代の土器に呪句と符籙が記されたものとしては初めての例である。

五 左京二条二坊十三坪(第一五一一一次調査)

ホテル建設に伴う事前調査である本調査では東西二カ所の発掘区を設定したが、西区から四点の木簡が出土した。西区で検出した主な遺構には奈良平安時代の掘立柱建物五棟、溝五条、木樋一基、道路一条、土壙三基、および鎌倉時代以降の土取りの土壙一三一基がある。木簡の出土したのは十二・十三坪の坪境小路東側溝SD二七四〇(三点)と、中世の土壙SK二七七〇(一点)である。SD二七四〇は幅三m、深さは西幅二m部分で〇・七m、東幅一m部分で〇・二mの素掘りの溝である。SK二七七〇自体は中世の土壙であ

るが、出土した木簡は内容・書体からみて奈良時代のものであり、土取りに際し付近の土中から土壙に入りこんだと思われる。

8 木簡の釈文・内容

二 第二次大極殿院・内裏東方官衙地区

南北溝SD二七〇〇

- (1) ・「留守内堅八人 穴太公万呂 若湯坐調×
内蔵豊守 川原豊×
□□□ (174)×(10)×7 081
- (2) ・「西直人六人 久米石凝 長谷部小枚
刑部大万呂 □部尔山□
・「大生乙万呂 五月四日 267×37×4 011
若倭東人
- (3) ・「泉内親王宮 出物□□□
・「 九月廿五日 229×(11)×5 011
- (4) 「大庭縣万呂河内国丹比郡人 坂合部女王資人申送已」
[331×22×7 011
・「史生安都□養 [鶴カ]
・少監物從七位上中臣朝臣□
從七位下坂本朝臣] (142)×(22)×2 081
- (6) 中宮職解 (103)×(24)×6 081

- (7) 「侍從正五位下石川朝臣名人 從七位下石川宿奈麻」
 呂 右一人
 縫殿寮助正六位上文忌寸伯麻呂
 566 × (25) × 5 081
- (8) × 殿寮解申請火事
 天平勝寶三年 月 日
 屬正六位上三野臣枚田
 (340) × (33) × 3 081
- (9) 「未 進人粟 藤原部 人足嶋右 ×
 田部 坂合
 右位子 合四人 津 宮内省
 (159) × 44 × 5 019
- (10) 「大炊受助允 内膳 典
 返抄諸上進新
 葛井 五月十八 萬呂
 294 × (13) × 4 081
- (11) 「内兵庫受 ×
 (89) × (21) × 1 081
- (12) 「左兵衛府移 中衛 ×
 (128) × 18 × 5 081
- (13) 「合自正倉給下円坐七十六枚之中 六枚 四 廣海
 延曆二年三月廿三日 又
 379 × 28 × 5 011
- (14) × 過時故返抄
 四月十一日
 廣海連福成
 (266) × 48 × 3 081
- (15) × 右物依員欲納如件但馬荷又如法
 自今以後如法勤荷數可進上又付便
 猶并付園守等可進上又東園努
- (16) 「合進廝丁一人 土師商人 讚岐国人三木郡
 延曆二年二月十九日物部又麻呂
 273 × 41 × 3 011
- (17) × 通送事合浮浪 ×
 (152) × (17) × 4 081
- (18) 「東 交易錢計純塵人服部
 真吉
 (94) × 16 × 3 039
- (19) 「美濃工 一 下総廿四人
 上総三 備後三 斐太廿
 播磨二 冊人 匠丁廿
 191 × 45 × 3 011
- (20) 「斐太工 冊 相摸工 一 下野 ×
 美濃工 九 上野仕 十五
 伊与九四返 但馬 ×
 右七十二 上了
 (110) × 32 × 3 019
- (21) 「伊豆国賀茂郡賀茂郷 里戸主生部犬麻呂口生部
 千麻呂調荒堅魚十一斤十兩
 天平五年十月
 359 × 35 × 5 011

SD二七〇〇 先にも記したようにSD二七〇〇出土木簡の中に

はSD四二四〇などを通して内裏外郭から流出したものが多く含まれていると思われる、内裏関係の官司・官職名などを記す文書木簡が多数見つかっている(1)~(13)。(2)の「西」は西宮のことであろう。

かつて内裏外郭部分の土壙SK八二〇から天平末年頃の西宮守衛にあたった兵衛の木簡がまとまって出土したが、その西宮とは内裏のことと推定されている(『平城宮木簡一解説』総説)。また平城上皇時代の内裏も西宮とよばれ、さかのぼって第Ⅱ期の第一次大極殿地域が整備される天平勝宝五年以降、その地域が西宮と呼ばれた可能性もある(『平城宮発掘調査報告Ⅱ』本文編)。(2)木簡は天平および天平宝字の年紀をもつ木簡と同じ堆積層中から出土したことから、出土位置を考えれば、この西宮は内裏の可能性が大きからう。

(3)泉内親王は天智天皇の皇女で伊勢斎王になり、天平六年二月に薨じた人物である。(4)坂合部女王は光仁天皇の異母姉にあたり、宝亀九年五月に薨じている。『続日本紀』では宝亀五年一月以降は内親王とする。

(5)~(8)は中務省関係の官司・官職名の見えるものである。この他にも図書寮・陰陽寮・大舍人・内舍人と記す木簡が出土している。

(7)の木簡に出てくる人物は三人とも他の史料に名前が登場し、それによってこの木簡の年代がある程度絞られる。石川宿奈麻呂は天平宝字二年九月一日付「弓削秋麻呂榎井祖足連署啓」(『大日本古文書』

二五卷三三九頁)に後に加筆し署を加えるが、位階は見えない。その

後宝亀七年正月正六位上から従五位下に昇叙する時から『続日本紀』に登場し、以後越後守・撰津亮などを歴任するが、従七位下の期間を特定することはできない。それに対し石川朝臣名人は河内大掾・

造弘福寺判官中務大丞・内蔵頭・少納言・民部大輔などを歴任し、天平宝字元年五月正五位下になり、同三年六月従四位下に二階昇叙した。したがって正五位下はその間のことであるが、『続日本紀』

には当時侍従であったことは見えない。もう一人の文忌寸伯麻呂は天平勝宝三年五月二一日付「下総国司解」に「正六位上行掾」として加署している(『大日本古文書』三卷五〇三頁)。以上のことからこの

木簡は石川名人の位階により宝字元年五月から三年六月までの間に位置づけられる。文伯麻呂が正六位上と見える勝宝三年からこの木簡の時期まで最低六年あるが、五位への昇叙の困難さを考えれば不

自然でない。(8)は主殿寮あるいは縫殿寮である。主殿寮とすれば、同寮が火を請求した木簡はこれまでも大膳職推定地の土壙から出土している(『平城宮木簡一』二号)。しかるに本木簡に名に見える大

属三野臣枚田は天平一七年一〇月一八日付「縫殿寮解」(『大日本古文書』二卷四六七頁)に「正七位下行大属」として加署していることからすれば、本木簡は縫殿寮の可能性が高からう。

(9)~(11)は宮内省関係である。(11)には薪が見える。職員令に主殿頭の職掌として「松柴」が見え、義解が「謂、柴薪柴」とするよう

薪をつかさどる官司は主殿寮であるので、この木簡は主殿寮にかかわるものであろう。宮内省関係では他に典葉允の木簡がある。(12)は内裏の守衛にかかわる官司である。以上のように中務・宮内省関係木簡が多く出土していることは、両省の位置を示唆するものであろう。

(13)東園に関しては、これまでもその名を示す木簡が三点出土している(『平城宮発掘調査出土木簡概報八』三頁、『同十一』一〇・一六頁)。

この木簡では園守という職掌、および馬荷の法のことなどが注目される。『概報十一』木簡では^{【東カ】}園が葉を進上していることからすれば、この東園は典葉寮の管轄下にあった可能性もあろう。

(14)は浮浪人の通送を報告したものであるが、いく度かの変遷のある浮浪人対策のなかで、捕えた浮浪人を本貫地に通送したのは養老五年四月二七日から天平八年二月二五日までと、宝龜十一年一〇月二六日以降である。当該木簡は出土堆積層からして、前者の時期のものであろう。

(15)東市交易銭に類似したものとして、かつて内裏外郭部の土壙から「西市交易銭」(『平城宮木簡一』四八七号)「西市司交易銭」(同四八九号)など三点の木簡が出土している。これは西市司を通して交易を行ったことを示すと思われる。今回出土のものは「絶塵」という具体的店舗と「服部真吉」という市人の名が知られ、市司を通さず市人と直接交易したことを示すものであろうか。尚、延喜東西市

司式には東市の隠として「東絶塵」が見え、本木簡と符合する。東西市で扱う商品を規定した延喜式の規定が奈良時代にまでさかのぼるかは疑問であるが(大井重二郎『平城京と条坊制度の研究』)、延喜式に見える隠名が確認されたことは興味深い。

(16)は工の国別人数を記したもので、何らかの造営工事に携わった工人達の労働編成の一端をうかがわせる木簡である。飛驒については賦役令斐随国条に匠丁徴発の規定がある。(17)には「斐太廿」と並んで「匠丁廿」とあり、その上の「卅人」はその合計と思われるので、この匠丁は飛驒の匠丁であり、工はそれとは区別される工人であろう。この二点以外にも同様の国別集計をした木簡が数点出土しており、工と記さないものもあるが、類似した内容のものとしてよからう。

(18)以下は荷札であるが、今回は伊豆国の貢調荷札が六点とまわって出土した。それはすべて調荒堅魚に関するものである。これまでに見つかった伊豆からの調の荷札で品名のわかるものはいずれも荒堅魚であり、「交易鹿堅魚」(『平城宮発掘調査出土木簡概報四』一九頁)というものもある。延喜主計式にも伊豆の調品目に堅魚がある。同式では調として堅魚を出す国には伊豆の他に志摩・駿河など八カ国があり、木簡では堅魚を貢進した国としては志摩(調)・遠江(中男作物)・駿河(調、調煮堅魚もある)があるが、荒堅魚は伊豆のみであり、伊豆の特産品と考えられる。天平十一年「伊豆国正税帳」

にも調鹿堅魚が見える。したがって国郡不明の簡も伊豆と考えられよう。

右の簡を含めて今回出土した七点の木簡にはいくつの特徴がある。(一)長さが三五〇mm以上のものが四点あり、かなり大きい。幅も三〇mm以上が五点と広く、かつ四点までが三一mmと規格性が高い。このように大型の木簡であるということは、以前出土の伊豆の調鹿堅魚木簡にもかなりあてはまる。(二)田方郡の簡を除き、那賀郡・賀茂郡のものはすべて表側にのみ文字を記す。そのため下部では数量や年月日の部分を二～三行にわけて書く。(三)年紀のわかる六点中、簡を除いた五点はすべて天平五年のものである。しかも簡以外の六点はSD四二四〇とSD二七〇〇の合流点付近のFJ二七・FL二七地区でともに三点ずつ、それも年代も近い第三・四層から出土した。このことは簡以外の六点は一括して投棄されたことを物語ろう。(四)貢進の月は那賀郡が九月、賀茂郡が一〇月に統一されている。

なお、右の(三)から国郡不明の簡は那賀郡の可能性が高いと言える。そう考えてよければさらに(五)那賀郡の木簡は「人名調」までを木簡の中央に書下し、「荒堅魚・数量」を右側に、年紀を左側に双行書きにするという特徴をもつものが多いことを今回出土の木簡では指摘できよう(明確なのは簡だが、簡もその可能性が高い。簡は下部が双行書きであったか、中央にもう一行あったかは現状では不明)。

(32)～(34)は題籤軸である。(32)近江の大豆は延喜民部式では交易雑物

として見えるが、この木簡のみでは税目は不明である。何らかの税目によって民部省管下に収納された大豆が、収納後も国別に保管されていたことがわかり興味深い。

SD三四一〇 簡門籍については宮衛令宮閣門条に官人が宮門・閣門に出入する際の門籍の規定がある。一方令集解同条所引の古記によれば、大宝令では宮門は中門、閣門は内門とよばれた。したがって当該木簡は、上一字が判読できないが、「内門籍」と読んでよいのなら、閣門に付けられた門籍にかかわるものと言えよう。

三 右京九条大路

土壙SKO二

(1) 〱田邊鰻六十編(刻字) 123×15×3 032

(2) ・〱廣萬侶鰻百連甲

・〱〱萬侶鰻百連甲 151×21×8 032

(1)の「田邊」が人名か郷(里)名かは不明である。同土壙出土のもう一点の木簡も「八十〱」という単位から鰻の可能性がある。右京一坊の九条大路近辺から鰻の木簡がまとまって出土したことに関連しては、次の史料が注目される。それは延喜左右京式大管大祓条で、同大祓に用いるものとして馬一疋、劍九口などと並んで「堅魚、鰻、海藻各九連」があげられ、「官人率坊令坊長姓於羅城外、東西相對分列(分註略)、朝使者坐中央二南向、訖即解除」という式次

第を規定している。この羅城が羅城門であることは明らかであり、羅城門で行われる大嘗大祓には鰻が用いられたことが知られる。また延喜臨時祭式によれば羅城御贖にも「鰻、堅魚各八籠^{別受}六斤^三」が用いられた。前者の九連に比して(2)の百連はあまりにも多く、木簡と延喜式を関連させるには問題が残る。しかしながら九条大路北側溝SD〇一では人形が、またかつてすぐ付近を発掘した際(第一二次調査)にもSD〇一や西一坊坊間大路西側溝から人形や墨書人面土器・土馬などが出土しており(『平城京九条大路―泉道城廻り線予定地発掘調査概報―』)、付近で祓などの祭祀が行われたことは確かであり、延喜式では諸祭祀に鰻が用いられたことが見えるから、(1)木簡の鰻は祭祀に用いられた可能性を指摘できよう。

四 右京八条一坊十一坪

西一坊坊間大路西側溝SD九二〇

(1) 「^{受鳥万呂}

附下田坏廿口

(189)×15×4 019

(2) 「^{千麻呂米}

(71)×18×5 039

(3) 「^{黒万呂}

155×18×5 032

ここから出土した木簡の人名は氏の名がなく、人名のみを記したものが多く。(2)(3)は付札で、彼らが所有ないし管理する物品の整理のために用いられたと思われる。

五 左京二条二坊十三坪

十二・十三坪坪境小路東側溝SD二七四〇

(1) 「舟越海松一古」

116×15×4 051

舟越は志摩国英虞郡船越郷のことであろう。同郷からの海松荷札はこれまでも出土している(『平城宮木簡二』二七七六号)。

9 関係文献

奈良国立文化財研究所 『昭和58年度平城宮跡発掘調査概報』(一九八四年)

同 『平城宮発掘調査出土木簡概報十七』(一九八四年)

同 『平城京右京八条一坊十一坪発掘調査報告書』(一九八四年)

同 『平城京左京二条二坊十三坪の発掘調査』(一九八四年)

岡田英男 『昭和五十八年度平城宮発掘調査』(『奈良県観光』三三二

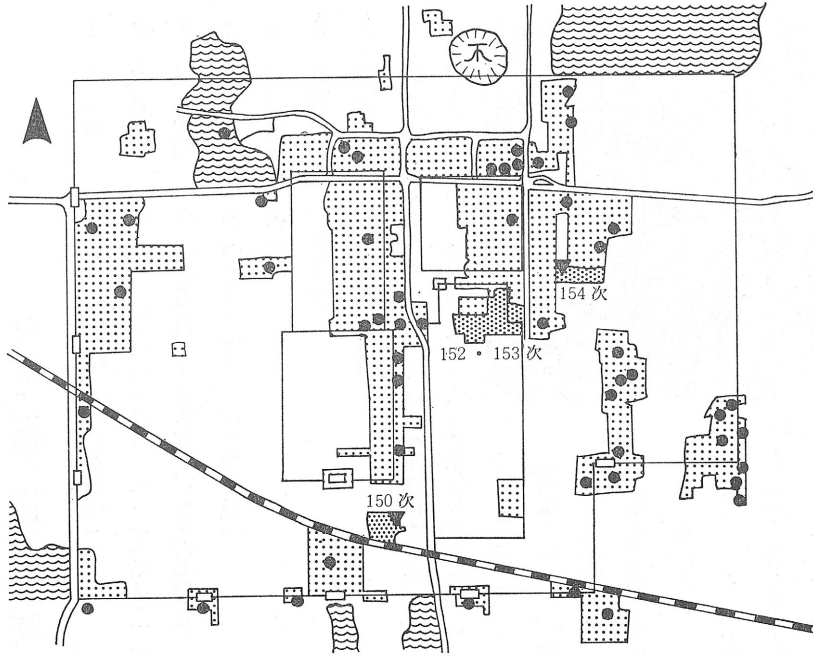
号 一九八四年)

橋本義則 『平城宮の発掘調査』(同右 一九八四年)

山岸常人 『平城京内の発掘調査』(同右 一九八四年)

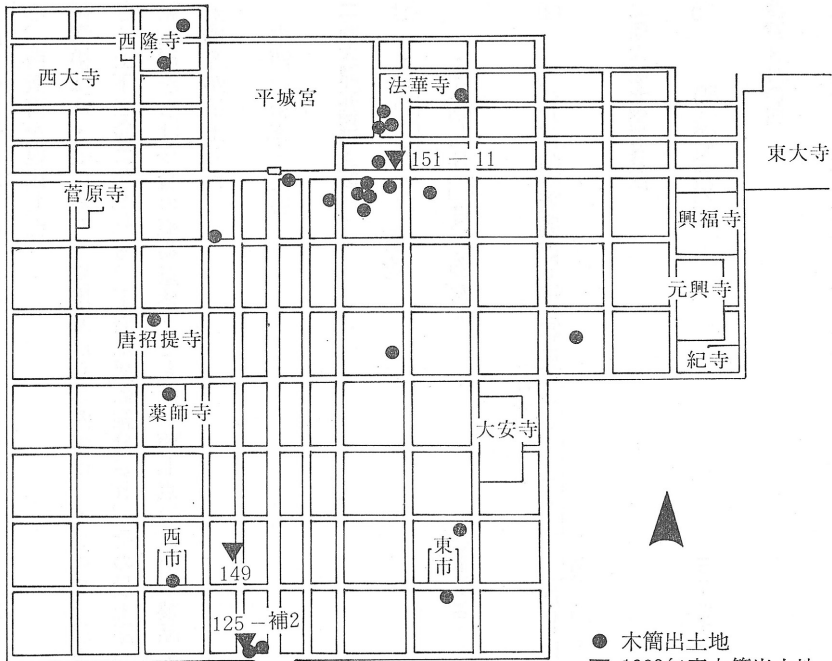
(館野和己)

1983年出土の木簡



平城宮跡木簡出土地点図

- 既発掘地
- 1983年度発掘地
- 木簡出土地
- ▼ 1983年度木簡出土地



平城京跡木簡出土地点図

- 木簡出土地
- ▼ 1983年度木簡出土地